

人口動態
(9月1日現在)

世帯数 22,310
総人口 163,921 (+210)
男 49,344 (+111)
女 54,577 (+99)
出生 219 死亡 66
転入 385 転出 331

会津若松

178号

昭和39年9月15日発行
発行所 会津若松市
発行人 竹田正夫
編集 広報係
定価 5円

市政だより

昭和26年7月6日第三種郵便物認可

毎月1日・15日発行



明日に期待する

コースが変ります 会津まつり

会津まつり恒例の三行列のコースが、ことはじめに変更になりましたので、お知らせします。コースは次のとおり。

提灯行列「A班」謹教小午後六時出発—甲賀町—森川裏局角—中六日町—馬場上五ノ町—馬場通り—市役所前—神明通り—午後七時半着〔B班〕謹教小六時出発—栄町四丁目—若女角—一ノ丁—竹田病院前—桂林寺町—栄町三丁目—神明通り七時半着

白虎行列 鶴ヶ城午前九時出発—栄町四丁目

—神明通り—大町堅町—栄町三丁目—桂林寺町—西栄町(午前十時ころ)—中川原町—新

横町—融通寺町—西名子屋町—北小路町—磐

見町(昼食)、出発午後一時—上大和町—糸

屋町—大町通り—駅前—博労町新道—馬場通

り(午後一時ころ)—馬場下四ノ町—甲賀町

一一ノ町—堅三日町—横三日町—工業高前

(午後三時半ころ)—梅屋敷通り—栄町一丁

目—鶴ヶ城午後四時着

山車まつり 神明通り午前十時出発—市役所

前—甲賀町—一ノ町—博労町—博労町新道—

駅前—大町通り—北小路町—大和町—赤井町

—融通寺町(休憩)出発午後三時半—西栄町

—桂林寺町—栄町三丁目—神明通り角—栄町

四丁目—若女前—栄町一丁目—市役所前—公

民館前—一ノ町—神明通り午後四時半着

会津若松市を縦横に流れる川。

その川は四季をとわず、ごみが流れ、つかかっては腐り悪臭をはなっています。

川にごみを投げる人は、同じ会津若松市民にひどい仕打ちをしているのです。

一年から市の中心街から始められたゴミの定期収集は、ゴミ箱のない清潔な街づくりのための画期的な試みだけに、機動力を強化し、今年もまたパックマスターが増車されています。

しかし、川はよどれています。ごみを投げる人が、いつこうに減らないのです。

美しい明るい都市、会津若松——。

それは市民一人一人の自覚に期待しなければならないのです。

市役所の電話番号がかわります
代表 2-6111

9月20日いっせいに市内の電話番号が変更になりますが市役所の代表番号も、上のとおりに変りますので、お知らせします。

【39.9.15現在調製】

基本選挙人名簿

登録資格 ① 昭和19年12月21日までに生れた者(年令要件)
② 昭和39年6月16日までに入市した者(住所要件)

9月15日現在の新しい選挙人名簿が作られます。

漏れなく「資格調査書」を提出して下さい!

会津若松市選挙管理委員会 TEL 850-3350番

昭和39年9月15日

市政だより

道路交通法が九月一日から一部改正されましたので、市営自動車学校提供的資料で解説してみました。

道路交通法が九月一日から一部改正されましたので、市営自動車学校提供的資料で解説してみました。

改正の必要性

第一道路交通に関する条約への加入に伴い国際運輸免許証の国内における取扱いおよび国外運輸免許証（日本で発給するもの）制度について規定するとともに、車輌などの交通的な方法に改める必要があつたこと。

第三運転免許制度の合理化を図るため若干規定の整備をする必要があつたこと。

第四最近における道路交

通の実情にかんがみ、重要な不正事犯に対する罰則規定

を整備する必要があつたこと、などによるものであると言われております。

後車が追突するのをさけるために必要な距離を保つこ

とができないときは、進路を変えてはならないことになった。

（2）追越し方法 ①右に横断するため、交差点で右折

するため、車両の左側端に寄つて軽車輌（例えば自転車、

（1）キープレフトの原則に改めた。自動車や原動機付

自転車は道路の左側に寄つて軽車輌（荷車、リヤカーなど）は道

路の左側端に寄つて通行すること。

（2）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（3）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（4）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（5）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（6）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（7）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（8）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（9）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（10）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（11）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（12）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（13）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（14）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（15）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（16）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（17）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（18）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（19）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（20）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（21）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（22）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（23）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（24）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（25）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（26）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（27）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（28）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（29）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（30）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（31）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（32）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（33）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（34）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（35）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（36）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（37）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（38）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（39）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（40）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（41）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（42）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（43）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（44）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（45）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（46）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（47）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（48）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（49）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（50）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（51）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（52）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（53）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（54）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（55）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（56）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（57）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（58）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（59）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（60）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（61）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（62）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（63）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（64）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（65）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（66）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（67）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（68）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（69）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（70）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（71）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（72）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（73）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（74）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（75）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（76）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（77）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（78）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（79）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（80）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（81）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（82）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（83）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（84）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（85）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（86）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（87）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（88）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（89）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（90）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（91）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（92）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（93）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（94）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（95）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（96）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（97）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（98）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（99）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（100）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（101）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（102）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（103）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（104）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（105）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（106）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（107）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（108）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（109）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（110）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（111）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（112）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（113）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（114）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（115）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（116）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（117）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（118）軽車輌の並進を禁止し

ること。

（119）軽車輌の並進を禁止し

ること。